

金蘭会会則新旧対照表(案)

2015.3.7

抜粋

旧 会則 (抜粋)	新 会則 (抜粋)
<p>第 13 条 本会に顧問および特別顧問をおくことができる。</p> <p>2 顧問は、本会に功労のあった正会員の中から理事会が選任し、任期は終身とする。</p> <p>3 特別顧問は、本会の運営に必要なある場合、理事会が委嘱する。</p> <p>第 21 条 理事会は、必要に応じて、<u>参事</u>、<u>顧問</u>または各支部の責任者の出席を求めることができる。</p>	<p>第 13 条 本会に顧問および特別顧問をおくことができる。</p> <p>2 顧問は、本会に功労のあった正会員の中から理事会が選任し、任期は終身とする。</p> <p>3 特別顧問は、本会の運営に必要なある場合、理事会が委嘱する。</p> <p>第 21 条 理事会は、必要に応じて、<u>顧問</u>、<u>特別顧問</u>または各支部の責任者の出席を求めることができる。</p>
<p>付 則</p> <p>1. 本会則は、平成 2 5 年 4 月 2 0 日から効力を生ずる。</p> <p>2. 本会則と<u>財団法人金蘭会寄附行為</u>との関係は、内規で明示する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 本会則は、平成 2 7 年 4 月 1 8 日から効力を生ずる。</p> <p>2. 本会則と<u>一般財団法人金蘭会定款</u>との関係は、内規で明示する。</p>